

令和7年度 山形市生ごみ処理機等購入補助事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥化を促進するため、家庭用生ごみ処理機等（以下「処理機等」という。）を購入する者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者及び補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、第10条第1項の規定による市長の指定を受けた販売業者（以下「指定販売業者」という。）から処理機等を購入する者とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、処理機等の購入に要した経費とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している個人であること。
- (2) 処理機等を常に良好な状態で維持管理することができ、かつ、処理機等で減量化及び堆肥化した生ごみを有効に活用することができる。
- (3) 本人又は本人と同居している者が平成23年度以後にこの補助金と同等の内容の補助金の交付を受けたことがない。

(補助対象処理機等)

第3条 補助金の交付の対象となる処理機等は、市長が定める日から令和8年3月31日までの間に購入した次に掲げるもので、生ごみの減量化又は堆肥化をすることができ、かつ、悪臭や害虫などが発散しない構造及び材質のものとする。

- (1) 電気式（機械式）生ごみ処理機（ディスポーザー型の機器を除く。）
- (2) コンポスト容器
- (3) EMボカシ容器

2 ボカシ、促進剤、木材チップ等の処理機等の消耗品は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、処理機等1基（EMボカシ容器にあっては、2個1組）当たりの補助対象経費の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は次の表の左欄に掲げる処理機等の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める限度額のいずれか低い額とする。

処理機等の種類	限度額（円）
電気式（機械式）生ごみ処理機	30,000
コンポスト容器	3,000
EMボカシ容器	3,000

(事前申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、処理機等を購入する前に、別に定める申込書（以下「申込書」という。）を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込み（以下「事前申込み」という。）があったときは、その内容を審査し、第2条各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、補助金交付予定者として決定し、購入案内通知（別記様式第1号）を当該補助金交付予定者に交付するものとする。
- 3 前項の場合において、事前申込みがあった補助金の交付予定額が予算額を超えた場合は、申込書の提出を行った者の中から抽選を行い、補助金交付予定者を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による抽選から外れた者を対象に、抽選で繰上げ順位（予算の確保ができた場合に、補助金の交付の対象となる順位をいう。以下同じ。）を決定するものとする。

5 市長は、事前申込みの取下げ等により補助金の交付に関し予算の確保ができた場合には、繰上げ順位の高い者から順次補助金交付予定者を決定するものとする。

(処理機等の購入)

第6条 補助金交付予定者は、処理機等の購入の際に、購入案内通知を指定販売業者に提出しなければならない。

(補助金交付申請)

第7条 補助金交付予定者は、規則第5条の規定にかかわらず、指定販売業者を経由して、令和7年度山形市生ごみ処理機等購入補助事業補助金交付申請書（別記様式第2号。以下「補助金交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助金交付予定者は、委任状（別記様式第3号）により指定販売業者に補助金の交付の請求及び受領についての権限を委任するものとする。

3 前項の規定による委任を受けた指定販売業者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の指示する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 購入案内通知

(2) 委任状

(3) 令和7年度山形市生ごみ処理機等購入補助事業補助金内訳書（別記様式第4号）

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定にかかわらず、前条第1項の規定による申請をもって、規則第13条の規定による報告に代えることができる。

(補助金確定通知)

第9条 規則第14条の規定にかかわらず、規則第8条の規定による補助金交付決定の通知をもって、規則第14条の規定による補助金額の確定の通知に代えることができる。

2 前項の規定による通知は、指定販売業者に対し行うものとする。

(販売業者の指定)

第10条 市長は、次に掲げる全ての要件に該当する者を処理機等の販売業者として指定するものとする。

(1) 市内に処理機等の販売店舗を有していること。

(2) 処理機等の宅配をすることができること。

(3) 処理機等の設置、使用及び維持管理の方法について、責任のある対応及び指導をすることができる。

(4) 第7条第2項の規定により委任を受けた補助金の交付に関する事務を処理することができる。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、山形市生ごみ処理機等販売業者指定申請書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 法人にあっては、登記事項証明書

(2) 個人にあっては、住民票の写し

(3) 納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第1項各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、指定販売業者として指定し、山形市生ごみ処理機等販売業者指定通知書（別記様式第6号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(指定販売業者の取消し)

第11条 市長は、指定販売業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、処理機等の販

売業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により指定販売業者の指定を受けたとき。
- (2) 前条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他指定販売業者としてふさわしくない行為があったとき。

(変更等)

第12条 指定販売業者は、その名称、所在地等に変更が生じたときは、変更届出書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年度以前において、この要綱と同等の要綱の規定により処理機等の指定販売業者として指定を受けている者で、令和7年度に引き続き指定を受ける意思のあるものは、この要綱の規定により処理機等の指定販売業者として指定を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により指定販売業者として指定を受けた者とみなされた者は、市長の定める日までに、市長が必要と認める書類を提出しなければならない。